

# 真庭市立川東小学校 いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

本校では、令和7年度に3件のいじめ事案を認知し、2件は解消、もう1件は継続指導中である。他にも発達段階に相応した友達関係を巡るトラブルや、通学班内でのトラブル等は起こっているが、早い段階で事実を確認し、指導を行うことで早期解決し、長期に渡って尾を引く大きな問題にはなっていない。今後も未然防止のための積極的生徒指導の取組をさらに徹底して行い、いじめを生まない学校、学級の風土をつくる必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめを積極的に認知し、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ＜重点となる取組＞
- ・児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないという意識をもたせる。また、主体的に改善しようとする力を育成する。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、いじめを生まない土壌づくりをする。
- ・いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ・当該児童の安全を保障するとともに、家庭・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

### 保護者・地域との連携

- ＜連携の内容＞
- ・学校基本方針をPTA総会で説明したり、ホームページで公開したりして、学校がいじめ問題への取組について、保護者の理解を得る。
- ・学校評議員、民生児童委員、みんなで育む川東の会等の協力を得て、学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめに関する研修会等の情報提供を行う。(親育ち応援学習プログラム等の活用)
- ・保護者を対象に、SNSやネットゲームなどの危険性の認識を深めてもらう研修を行う。
- ・PTA本部で協議し、保護者への啓発や研修を行う。

### 学 校

#### いじめ防止対策推進委員会

- ＜対策委員会の役割＞
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中心となり、相談窓口や発生したいじめ事案への対応を行う。
- ＜対策委員会の開催時期＞
- ・必要に応じて招集する。
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- ・職員会議で伝達。緊急の場合は、朝礼や終礼、あるいは臨時の招集をかける。随時、ケース会議を開く。
- ＜構成メンバー＞
- ・校外  
学校運営協議会委員・民生児童委員・市保健師
- ・校内  
校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・養護教諭・該当担任・SC・SSW

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

- ＜連携機関名＞
- ・市教育委員会
- ＜連携の内容＞
- ・定期的な情報交換、連絡会議の実施
- ＜学校側の窓口＞
- ・教頭
- ＜連携機関名＞
- ・真庭警察署
- ＜連携の内容＞
- ・非行防止教室(SNSいじめ防止を含む)の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の実施
- ＜学校側の窓口＞
- ・生徒指導主事
- ＜連携機関名＞
- 市保健師・民生児童委員
- ＜連携の内容＞
- 定期的な情報交換、連絡会議の実施
- ＜学校側の窓口＞
- ・生徒指導主事

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

- |   |  |
|---|--|
| ① | <p><b>【いじめを生まない土壌づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育や道徳教育を通して、生命尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを許さない人権意識の高揚を図る。</li> <li>また、学級づくり、全校での人権週間 の取組等を通して、よりよい人間関係づくりを進め、人権を尊重する環境づくりを進める。</li> <li>・規律正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学習づくりに努める。</li> <li>・分かる授業を通して、児童に基礎・基本の定着を図り、授業に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようにする。</li> <li>・縦割り班や仲よし学年の活動等を通して、リーダー性や思いやりの心を育てる。</li> <li>・児童のSNS等の利用実態の把握に努め、全学年の児童を対象に情報モラル指導を行う。</li> </ul>  |
| ② | <p><b>【実態把握と情報共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が児童と過ごす機会を積極的に設け、日頃から児童の様子を把握する。</li> <li>・6月と11月に教育相談週間を設け、いじめに関するアンケートも実施する。児童の生活や思いを把握しいじめの早期発見を図る。</li> <li>・「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を活用し、児童の変化を見逃さない。</li> <li>・地域や保護者との関わりを大切に、学校へ情報を報告してもらいやすい体制を作る。</li> <li>・職員会議等で定期的に児童の様子について情報交換し、児童の実態を教職員間で共通理解する。</li> <li>・小さなことでも、生徒指導担当に報告し、生徒指導担当は管理職に報告することで、多面的に情報をとらえ、対策を考える。</li> </ul>  |
| ③ | <p><b>【情報収集、組織的対応、児童への指導・支援、保護者との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員・児童・保護者・地域住民・その他から情報を集め、「いじめ防止対策推進委員会」で指導・支援対策を組む。</li> <li>また、被害児童及び通報児童の安全を確保し、守り抜くことを最優先にする。</li> <li>・被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。</li> <li>・加害児童には、いじめは人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係等を十分把握する。</li> <li>・いじめを見た児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめと思ったら誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。</li> <li>・関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。</li> <li>・いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』ことを確認すること」の2点に基づいて判断し、必要な見守り等を継続する。</li> </ul> |